

5 役員と理事会について

(1) 理事・理事会

資格は

- 理事には次に掲げる者が含まれなければなりません。
 - ・ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - ・ 当該事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - ・ 施設を設置し、管理している場合には当該施設の管理者
- 当該社会福祉法人の評議員、監事との兼務は認められません。

員数と構成は

- 理事の員数は6名以上必要です。
- 各理事についてその配偶者若しくは三親等以内の親族その他の特殊関係者が3人を超えて含まれてはなりません。
- 当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他の特殊関係者が理事総数の3分の1を超えて含まれてはなりません。



【理事における特殊な関係者】

理事と婚姻の届出をしていないが実質上婚姻関係と同様の事情にある者、理事の使用人、理事から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者及びこれら（理事の使用人又は理事から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者）の配偶者並びに理事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役職員や国・地方公共団体の職員（ただし、これらの者が理事総数の3分の1を超える場合）などが規定されています（則2の10）。



選任・解任の方法は

- 理事は評議員会で選任・解任されます。

任期は

- 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までですが、定款の規定により2年未満に短縮することができます。

理事長と業務執行理事は

- 理事長は理事会において選定・解職されます。
- 理事長は法人を代表し、社会福祉法人の業務に関する裁判上又は裁判外は一切の行為をする権限があります。
- 理事会は、必要に応じて社会福祉法人の業務を執行する執行理事を選定・解職することができます。



理事・理事会 理事長・業務執行理事

監 事



理事会



理事長・業務執行理事



選任・解任



(定期)報告

開催は

- ・開催日や開催回数は特に法令上の規定はありませんが、理事長及び業務執行理事の職務執行報告回数（原則年4回、定款規定があれば年2回）は最低必要です。
- ・事業計画・予算審議（3月）、事業報告・決算審議（6月）の時期に開催することが一般的です。
- ・その他必要に応じて何回でも理事会を開催できます。

招集は

- ・原則は各理事が招集できますが、定款で特定の理事を招集権者と定めることができます。理事長が一般的です。
- ・各理事は招集権者に対し、招集を請求できます。この請求にもかかわらず理事会が招集されない場合は、当該請求理事は自ら招集できます。
- ・招集権者が招集事項を記載した招集通知を、開催日の1週間前までに書面で発出することが必要ですが、この1週間は定款で短縮することができます。
- ・理事及び監事全員の同意があれば上記の招集手続きを経ることなく開催が可能です。

決議は

- ・法令で規定する事項、法令で理事に委任できないとする事項の外、定款で特に規定した事項及び業務執行に関し理事会の承認を求めべきと判断される事項を決議事項とすることができます。
- ・理事が理事会の決議の目的である事項（議題）を提案した場合、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされます。
- ・委任状か書面による決議参加は、評議員会同様認められません。

法令で規定する理事会決議事項及び定款で定める決議事項

法令に規定する決議事項	定款上決議事項としている事項(事例)
<ol style="list-style-type: none"> 1 理事長・業務執行理事の選任・解任 2 評議員会招集に係る事項 3 計算書類、事業報告、これらの附属明細書 4 重要な財産の処分及び譲受け 5 多額の借財 6 重要な役割を担う職員の選任・解任 7 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止 8 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適性を確保するために必要な体制の整備 9 役員が社会福祉法人に対する損害賠償責任の一部免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会長、副理事長、常務(専務)理事、などの法人独自の役職を定款で定めた場合の選任・解任 ○ 理事会運営規定など主要な法人の規程 ○ 評議員会に提出する役員候補者名簿、評議員選任・解任委員会に提出する評議員候補者名簿 ○ 施設の新設・大規模改修 ○ 新規事業の実施・事業の廃止 ○ 特別の条件が付いた寄附の受け入れ ○ 事業計画・収支予算書 ○ その他業務執行に関し必要と認める事項

上記4～8は、評議員会の決議事項とすることもできますが、8は特定社会福祉法人（事業規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人）の場合、理事会決議事項としなければなりません。



(2) 監事及び会計監査人

資格は

- 監事には次に掲げる者が含まれなければなりません。
 - ・ 社会福祉事業について識見を有する者
 - ・ 財務管理について識見を有する者
- 監事は、当該社会福祉法人の評議員、理事、使用人との兼務は認められません。
- 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません。

監事の員数と構成は

- 監事は2名以上必要です。
- 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族、その他の特殊な関係者(則2の11)が含まれてはなりません。



【監事における特殊な関係者】

A 当該役員の婚姻届けをしていないが実質上同様の事情にある者、当該役員の使用人、当該役員からの金銭等により生計を維持している者及びこれらの配偶者などの外、当該役員が評議員となっている社会福祉法人の役職員(ただし、役員等が他の社会福祉法人の評議員総数の半数を超える場合に限る。)

B 当該役員が役員に就任している他の同一の団体の役職員(社会福祉法人を除く。)及び国・地方公共団体等の職員

Aの該当者は監事になれませんが、Bの該当者は当該社会福祉法人の監事総数の3分の1以内であれば監事になることが許容されます(則2の7、2の8)。



選任・解任の方法

- 監事は評議員会で選任・解任します。なお、監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意が必要です。
- 会計監査人も評議員会で選任・解任しますが、その議案内容は監事の過半数により決定するほか、監事全員の同意による解任もできます。

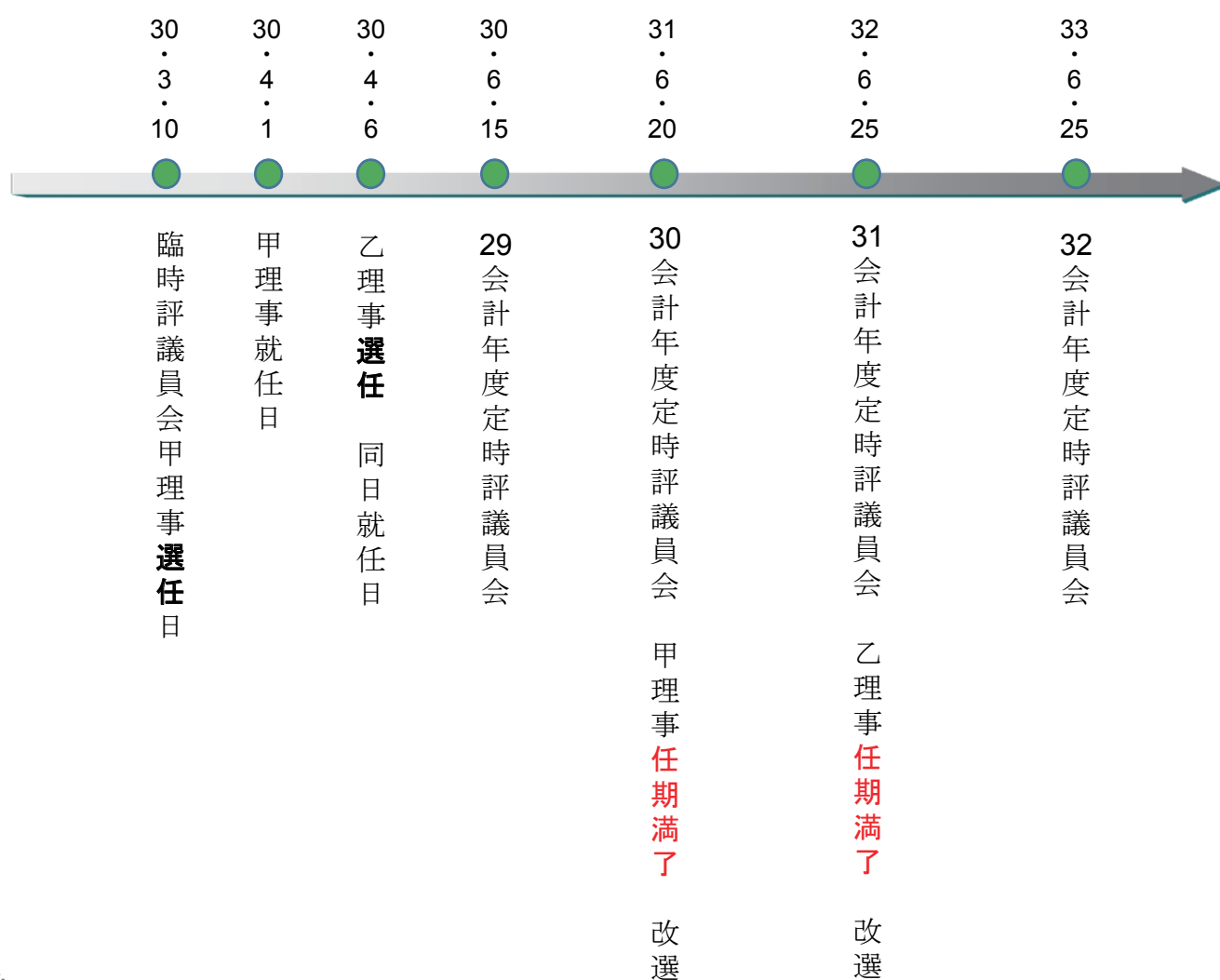
任期は

- 監事は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。
- 会計監査人は選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。



役員や評議員の任期の数が今までと異なっています！

役員・評議員任期の教え方
(下図は理事の例)



- ・ある会計年度中に選任された理事は、その会計年度の次の会計年度の計算書類等を決議する定時評議員会終結の時までが任期の期間と計算します。
- ・**起算日**は就任日ではなく**選任日**であることに注意してください。

